R2年度特殊車両オンライン申請 システムの改修について (令和3年3月22日~)

令和3年3月**12**日 関東地方整備局



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

システム改修のお知らせ (令和3年3月22日より追加される機能) 🤎 国土交通省

特殊車両通行許可審査の迅速化に向けて、現行制度における許可要件の緩和や 申請続きの簡素化等に対応するため、特殊車両システムの改良を実施します。 システム改修により追加される機能は、次のとおりです。

		対象システム				他
項番	追加機能名	申請支援	簡易算定	デジタル 地図	オフライン ツール	許可証 等
(1)	自動車運搬用セミトレーラの長さ緩和に関する改良	0	0		△注1	運用変更
(2)	ダブル連結トラックの申請に関する改良	0	0			運用変更
(3)	同一型式のトレーラ追加に関する改良					運用変更
(4)	分離道路単車線の算定要領に関する改良	0	\bigcirc	0		運用変更
(5)	許可書更新時の変更可能項目に関する改良	\bigcirc				
(6)	未収録道路の経路情報入力機能に関する改良			0		
(7)	通行条件の見直し関する改良					運用変更

注1は、電子申請書作成システムでのbin データの読み込みまで可(編集不可) <u>注3</u>) マークは、2021/3/29より 運用開始を予定します。

上記の機能をシステムに追加するため、以下の日程でシステムのメンテナンス作業を実施致します。作業実施中は、システムをご利用できませんので、ご了承ください。

メンテナンス(システム停止期間): <u>令和3年3月19日18時00分~3月22日9時00分を予定</u>



今回のシステム改修により追加される機能の詳細については、次頁以降をご確認ください。

(1)自動車運搬用セミトレーラの長さ緩和に関する改良	3
(2)ダブル連結トラックの申請に関する改良	9
(3) 同一型式のトレーラ追加に関する改良 ····································	15
(4)分離道路単車線の算定要領に関する改良	19
(5)許可書更新時の変更可能項目に関する改良	27
(6) 未収録道路の経路情報入力機能に関する改良	32



(1)自動車運搬用セミトレーラの長さ緩和に関する改良

自動車運搬用セミトレーラ連結車で 車体の後方に自動車をはみ出して積載する車両を申請される方

> 1.概要説明 2.対象車両について(はみ出して運搬できる車両諸元) 3.システム改修内容





○ 平成31年1月29日より適用となった自動車運搬用セミトレーラ連結車の積載貨物の後方はみ出しの緩和について、特殊車両オンライン申請システムでの改修が完了しました。

自動車運搬用セミトレーラ連結車の基準緩和の概要

〇 積載物(自動車)をはみ出して運搬するなど自動車運搬用車両の特性を踏まえ、生産性の向上や働き方改革に資するよう、これまでのコンテナ運搬用車両等を想定した基準に加え、自動車運搬用車両を対象とする新たな基準を設定



2.対象車両について(はみ出して運搬できる車両諸元) 🦉 国土交通省

○自動車運搬用セミトレーラ連結車の基準緩和が適用される車両諸元は次のとおりです。
 ・17.0m以下の車両では、最大1m車両後方にはみ出し可能 →はみ出し長含め18.0m
 ・17.5m以下の車両では、最大0.5m車両後方にはみ出し可能 →同上







「はみ出し長入力方法」

ボタンをクリックすると、 入力方法についてメッ セージが表示されます。

「車両情報入力」の車両諸元説明書入力画面(トレーラ)において、はみ出し長を入力 できるように改良しました。 ___申請車種が、"一般セミトレーラ(自動車運搬用)"に限ります。 ○トレーラの長さは、はみ出し長を含めた値(cm)で入力してください。

【車両情報入力 車両諸元説明書情報入力(トレーラ)】

車両諸元説明書情報入力(トレーラ)

新規に型式を追加する場合は「型式追加」ボタンを押して下さい。 型式を削除する場合は「型式削除」ボタンを押して下さい。 車名、型式より車両諸元データベースを参照する場合は、任意の型式を選択し「車両諸元参照」ボタンを押して下さい。 車両の寸法は、貨物を積載した状態の寸法を入力して下さい。

車名、型式を変更する場合は、「申請車両情報登録メニュー」へ戻り、「車両内訳書入力」を選択して下さい。



型式追加 型式削除 車両諸元参照



○ はみ出し長が正し〈入力されているか車両諸元の入力チェックが行われます。
○「合成車両の表示」ボタンを押下すると、基準緩和の適用有無が判定されます。

車両諸元説明書情報の入力チェック ▶ はみ出し長が正し〈入力されているかどうか、型式単位に入力チェックが行われます。 ▶ 入力内容にエラーがある場合は、エラーメッセージのダイアログが表示されます。 Web ページからのメッセージ × はみだし長、もしくはリアオーバーハングの入力に誤りがあります。 入力内容を確認の上、修正してください。 ミレ 見当リアオーバーハング OK ケース メッセージ内容 No はみ出し長、もしくはリアオーバーハングの入力に誤りがあります。 はみ出し長 入力内容を確認の上、修正してください。 ≧リアオーバーハング (はみだし長≧リアオーバーハング) はみ出し長の入力に誤りがあります。入力内容を確認の上、修正して はみ出し長 ください。 ≧トレーラ長さ (はみだし長≧トレーラ長さ)

3.システム改修内容 (入力結果表示)



○入力したはみ出し長は、合成車両の表示(車両の諸元に関する説明書画面)または、 申請書 / 算定結果帳票(車両の諸元に関する説明書帳票)に表示されます。

「車両の諸元に関する説明書」

受付許可番号

			令和7年2月26日		和3年2月27日 通行終了年月日		令和3年2月	通行開始年月日 令和				
			往復			通行区分			新規	申請区分		
						象車両	対		区域		事業区分	
									分類			
									品名		↑只単ん具 17/00/10	
					用)	般セミトレーラ(自動車運	,f	車両の種類			声 種区公	
	軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸(トリブル軸有)					軸	軸種					
						当せず	該		高さ			
						当せず	該		ち長	\$件	新規開発車両の基本通行	
	けみ出した				該当せず		該	重量				
又りていけ			番号	代表車両都		両型式	「車		車両台数			
(新規)			あああ111あ2222		KC-FS511TZ		кс		1台		トラック・トラクタ	
※型式毎に人力された中		>	試験99あ9999		TC36H1C34			1台		トレーラ		
表示されま 9	の最大個か表	0_									<u>秋季早兴</u> 四末	
	\neg \square							<u>+</u>			総里里記明衣	
	合計		▲ 「「「「「」」(※ #12					里 			1-55-5-5	
		1 /hat	後部	則部		弗25レーフ目里		·7目里	第1トレー	葉貝(2八)	トフジメ目里	
	42.60 t	22.6		22.60 t	20.00 t			0 t	14.50	0.11 t	5.39 t	
											車両諸元表	
合最 問題	最大軸重軸最 出し長 外輪中心間距 離	はみ出しま	バーハン グ	リアオーバ	最小磷接軸距	最速軸距	重	最大軸	長さ(L)	高さ(H)	幅(B)	
	0 cm 200 cm	100 cm	cm	379	150 cm	1000 cm	t	9.55 t	1800 cm	380 cm	250 cm	
					皠	および荷重点等の	問距離	各輪の軸				
	18		7	1	16	15		14	13	12	11	
			cm	779	150 cm	150 cm	m	175 cm	825 cm	175 cm	318 cm	
	-		15	11	114	113		112	111	110	19	

車両の諸元に関する説明書



(2) ダブル連結トラックの申請に関する改良

ダブル連結トラック(21Mを超えるバン型フルトレーラ連結車) の車両を申請される方

1. 概要説明

2.システム化の範囲 (運用変更)

3.システム改修内容





○ 平成31年1月より運用しているダブル連結トラックの通行許可について、特殊車両オンライン申請 システムでの申請(申請書作成)が可能となります。

ダブル連結トラックに関する特車許可基準の改正概要

○ 実験結果を踏まえ、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関す る長さの上限を21mから25mに緩和

○ なお、今後の取組として、ダブル連結トラックの利用促進に向け、高速道路SA・PAでの優先駐車マ スの整備や、物流事業者のニーズを踏まえた対象路線の拡充等を実施

①車両の長さの上限値の緩和

項目	改正内容
車両の長さ(フルトレーラ)	一定の条件※を満たす場合に限り25m(現行21m)

※ 新東名区間(海老名~豊田東)が主な経路とする車両で、ETC2.0を装着しているものであること

②通行に当たっての条件

項目		内容				
I	車両の技術要件	アンチロックブレーキシステム、車線逸脱警報装置などの車両安全技術に関する 16装備(ETC2.0を含む)				
п	運転者	①大型自動車免許5年以上保有及び牽引免許5年以上保有 ②直近5年以上の大型自動車運転業務への従事 ③2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手(最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反)に限り、大型免 許3年以上、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事				
Π	積荷	危険物貨物、動物等は不可				
IV	その他	 ①追越、縦列走行の禁止 ②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材の使用 				

2.システム化の範囲 (運用変更)



○ システム改修後は、申請書作成に関する方法が、これまでの運用から変更されます。

これまでの運用(詳細): http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/shinsei tejyun 20190808.pdf







申請車種は、「フルトレーラ(ダブル連結トラック)」の専用車種を選択してください。





3.システム改修内容 (各種チェック)

○申請書作成予約登録ボタンを押下すると、【1】~【3】のチェックが行われます。 チェック結果によって、注意喚起のダイアログを表示します。

【1】ETC2.0車載器情報の登録チェック



申請書作成時に、ETC2.0車載器登録済みで ダブル連結トラックの利用制度を選択 (チェックをON)している必要があります。

【3】事前協議チェック



地方整備局の直轄国道事務所に事前協議を実施しているか どうかの確認メッセージが表示されます。事前協議の有無 を選択してください。

【2】提出先チェック



提出先窓口に「その他道路管理者」は提出先 として選択できません。 (地方整備局の直轄国道事務所を選択ください)

(事前協議していない場合)



▶ 事前協議していない場合は、申請書作成 できません。 (必ず事前相談を行ってください)

3.システム改修内容 (申請書作成予約状況一覧) 🤎 国土交通省

○申請書作成予約が完了すると、申請書作成予約状況一覧画面に、ダブル連結トラック申請である 旨のメッセージが表示されます。

申請書作成予約状況一覧画面





(3)

同一型式のトレーラ追加に関する改良

「軽微な変更申請(同一型式のトレーラの台数の追加)」を行う方

1. 概要説明 2. 運用変更 (既存許可へのトレーラ追加の手続き) 3. 運用時における留意点





〇「軽微な変更申請(改正後の優先審査処理)」のうち、一定の内容のもの(トレーラの台数の追加) について、特殊車両通行許可申請が簡略化されます。

「軽微な変更申請」について: <u>http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/release20190708j-ks.pdf</u>



2. 運用変更(既存許可へのトレーラ追加の手続き)





優先処理の対象となる申請の手続きの流れ



< 同一型式のトレーラを追加する場合>

特殊車両通行許可申請手続





既存の許可に車両(トレーラ)を追加する申請を行う場合の留意点

既に許可を受けた通行経路について、新たに同一車種の車両(トレーラのみ)の台数を追加しようとする申請 で、追加後の車両諸元(合成値)が既存の許可値と同一である「軽微な変更申請」に限ります。

上記の変更手続きの運用にあたっては、以下の点に留意願います。

- 1) 道路管理者より追加したトレーラの車両番号が記載された許可証(車両内訳書)を、受け取る必要があります。 (また、トレーラ台数は、既に許可を受けた車両の台数に、新たに追加した台数を加えたものとなります。)
- 2) 追加するトレーラの車両諸元の値が、既に許可を受けた許可証に記載された車両諸元(軸種、型式、合成値) と同一であることを確認してください。 なお、追加できるトレーラは車検証登録済みの車両である必要があります。
- 3)トレーラの台数追加以外の内容(軸種、経路、車両交換、有効期間の終了日など)は、従来どおりの方法で 申請してください。
- 4) 変更する許可証に記載された道路管理者(窓口事務所)以外では、変更手続きを行えません。
- 5)申し出(電話等)先の国道事務所より、補足資料の提出要請があった場合には、その要請に従ってください。
- 6)既に許可を受けた許可証の有効期限(通行終了年月日)を超える場合は、軽微な変更申請とはなりません。



(4)

分離道路単車線の算定要領に関する改良

特殊車両通行許可基準(車両幅)の改定に伴うシステム化対応 (片側1車線の分離道路を通行経路に含む申請の方)

1. 概要説明

2.システム改修内容

3.運用時における留意点

【参考】 これまでの運用(2021/3/29以前の申請)





片側1車線の分離道路の構造を通行する場合、同じ車道幅員の非分離道路と同等の 通行条件となるよう基準が改正されました。(平成31年1月29日付) ^{特殊車両通行許可限度算定要領の改訂(国道車第43号,国道企第64号)}

この改正に伴うシステムの改修が完了しましたので、お知らせいたします。

■改正内容

通行 条件	許可車両の幅の限度					
	分離	十八两次百				
	現行(片 <mark>側</mark> 2車線)	新設(片側1車線)	开刀碰迫的			
А	車道幅員-3.0m	車道幅員-0.25m	<u>車道幅員-0.5m</u> 2			
в	車道幅員-1.0m	_	<u>車道幅員</u> 2			
С	車 道 幅 員	車道幅員	車道幅員			





2.システム改修内容



枚数順番号

1

今回の基準改正により、片側1車線の分離道路において、<u>A条件となる車両幅(最大)</u> <u>以下の車両を通行させる場合には、A条件での通行が可能となります。</u> システム改修後では、<u>車両諸元に応じた改正後の算定基準で通行条件が判別され、</u> 算定結果帳票及び許可証の「C・D条件箇所一覧」に自動で反映されます。

片側1車線の分離道路を通行経路とする申請(例)

<改修前>

C・D条件及び個別審査箇所一覧

受付許可番号 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3) 出発地住所 目的地住所 備考 通行経路 No1 No1 1 障害種別 条件 道路管理者 路線名称 地先名 往復 名称 (交差点又は構造物) 出発地側交差点 交羹点地先名 目的地側交差点 交差点地先名 鶴川194 緑町#6240710011 緑町125-1 #6340100004 北海道開発局 函館開 狭小幅員 -般国道 229号線 **花磯鮪の岬トンネル** 往復 発建設部 車道幅員-2.25m 鮎川194 緑町#6240710011 緑町125-1 #6340100004 北海道開発局 函館開 曲線 一般国道 229号線 元和112 往復 X8 建 #0 +R 中請車両の占有幅-3.44n 車道幅員-3.00m <改修後> C • D条件及び個別審査箇所一覧 枚数順番号 1 受付許可番号 軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (S1.1-3) 通行経路 出発地住所 目的地住所 備考 1 No1 No1 『車両の諸元に関する説明書』の 往祭 名称 (交差点又は構造物) 出発地側交 障害種別 条件 道路管理者 路線名称 地先名 交差点地先名 「車両諸元表の車両幅|≦「A条件と #6340100004 緑町125-1 比海道開発局 函館開 - 般国道 229号線 曲線 С 元和112 往復 建設部 なる車両幅(最大)」であれば、 申請車両のよちに ⇒ 狭小幅員障害は A条件(緩和適用) 軸種 狭小幅員 上空障害 曲線障害 交差点 橋梁 高速道路 通行不可 S1. 1-3 В С А D 無し A A



改正後の特殊車両通行許可基準(車両幅)のシステム改修後の留意点

経路情報入力(デジタル地図)における通行条件表示には、対応しておりません。 ただし、許可証、申請支援システム及び簡易算定システムの算定結果帳票に改正後の基準が反映されます。

運用時にあたっては、以下の点に留意願います。

- 1)システムの改修前までの既に許可証発行済の通行経路においては、引き続き、許可証の「C・D条件箇所一覧」 にC条件として記載される区間に対して、「1車線分離道路リスト」による読み替えが必要となります。 2021/3/29以降の申請については、システムで自動判定が適用されるため、「1車線分離道路リスト」による 読み替えは不要となります。
- 2)上空障害においては、車両の余裕幅』よる「申請車両の占有幅」のみに適用されます。 上空障害の高さについては、従来通りの算定基準が適用されます。



特殊車両通行許可基準(車両幅)の改定に伴う対応について

- オンライン申請システムの改修が完了するまで、今回の基準改正によりA条件となる片 側1車線の分離道路に関して、許可証のC・D条件箇所一覧にC条件として記載されるこ とがありますが、特車PRサイトに掲載する「1車線分離道路リスト」に示す車両幅(最大) 以下の車両については、A条件での通行が可能となります。
- O なお、システムの改修が完了した際には、改めてお知らせいたします。

特車PRサイト

(http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/)



1車線分離道路リスト



【参考】システム改修前までの運用 (2021/3/29以降の申請からは不要)



通行条件の確認方法(狭小)

- 許可証に添付される『C・D条件箇所一覧』において、「障害種別」が<u>狭小幅員</u>としてC条件が出ている場合(①)
- 記載されている「出発地交差点」、「目的地交差点」、「往復区分」(②)を用いて、
- ・ 『1車線分離道路リスト』から「A条件となる車両幅(最大)」を確認(③)
- ・ 『車両の諸元に関する説明書』の「車両諸元表」の「幅」≦③であればA条件

■許可証(C·D条件箇所一覧)



【参考】システム改修前までの運用 (2021/3/29以降の申請からは不要)



STANGAG, SERNA

通行条件の確認方法(曲線)

- 許可証に添付される『C・D条件箇所一覧』において、「障害種別」が<u>曲線</u>としてC条件が出ている場合(①)
- 記載されている「出発地交差点」、「目的地交差点」、「往復区分」(②)を用いて、
- ・ 『1車線分離道路リスト』から「A条件となる車両占有幅(最大)」を確認(③)
- 『図2道路の曲線部における車両の占有幅』より、曲線半径(④)と分類から 車両占有幅を算出(⑤)し、「申請車両の占有幅」(⑤)≦③であればA条件



【参考】システム改修前までの運用 (2021/3/29以降の申請からは不要)

[参考]図-2 道路の曲線部における車両の占有幅



図-2 道路の曲線部における車両占有幅

🔮 国土交通省



(5)

許可書更新時の変更可能項目に関する改良

更新申請を行う際に、車両の減少または経路の削除を行う方

1. 概要説明

2.システム改修内容

3.システム操作手順





更新申請において、車両の減少(車両番号の削除)及び経路の減少(経路の削除)が 特殊車両オンライン申請システムで可能となります。 改修後は、更新申請とは別に変更申請を提出する必要がなくなります。







29

更新申請時に、車両情報入力、経路情報入力の編集ボタンが有効となります。 車両情報入力は、「軸種削除」、「型式削除」、「車両番号削除」のみが可能となります。 経路情報入力は、通行経路単位に、「経路削除」のみが可能となります。

申請・各種情報入力選択 #######.\7) ######### 12	申請・各種情報入力選択 +###%%(入力) ####%%(入力) ####%%(入力)	
(デジアル地図 * SRA#4 [MRERAE]	○ デンタル142 ◆ 交通4番号 [展開第83回]	
単面内訳入刀画面 登録されている車両は以下の通りです。 新規に車両番号を追加する場合は、「車両番号追加」ボタンを押して下さい。 車両番号を削除する場合は、「車両番号削除」ボタンを押して下さい。	経路一覧 	
整理番 号 車名 型式 1 三菱 KC-FS511TZ	作成した経路を変更する時は当該経路蓄サの選択区分を選択し、「経路変更」ポタンを押してください。(建数経路選択不可) 作成した経路を簡繁する時は当該経路蓄サの選択区分を選択し、「経路創除」ポタンを押してください。(複数経路選択可能) 全ての経路を登録する時は「登録」ポタンを押してください。	
	紅路番号 出発地住所 目的地住所	選択区分
	1 出現地1 目的地1	
車両番号	2 <u>11992</u> <u>11992</u>	
	3 III/23 B01/23	
○ 2 日本橋 … 110 あ 2222	6 出現地6 目的地6	
○ 3 日本橋 110 あ 3333 ○ 4 日本橋 110 あ 4444 ● 5 日本橋 110 あ 5555 車両番号追加 車両番号削除	次経路入力 経路コピー 経路変更 経路削除 読み込み 登録 前画面/)戻る
車両内訳一覧画面へ戻る	経路内に不連続区間の編集可能な	ボタンがます
各種人力において、 「軸種削除」「型式削除」「車両番号削除」 のボタンが活性化されます。	のる経路は経路変更で 編集してください。 (従来通りの運用)	<u>.</u>



更新申請時の車両削除に係わるシステム操作手順

3.システム操作手順



(車両削除)



(経路削除)



更新申請時の削除削除に係わるシステム操作手順





(6)

未収録道路の経路情報入力機能に関する改良

デジタル地図での未収録道路の入力におけるシステム化対応 (経路情報入力時に未収録道路の路線情報入力を行う方)

1. 概要説明

2.システム操作手順





経路情報入力において、「出発地・目的地から特車交差点までの未収録道路(ラスト ワンマイル)」の入力は、これまでは交差点番号入力のみ対応していたため、デジタル 地図入力の場合は、入力モードを切り替える必要がありました。 改修後は、<u>デジタル道路地図でも、未収録道路入力が行えるようになります。</u>

< 交差点番号入力モード>





<u>デジタル地図での出発地・目的地付近の未収録道路の入力手順</u>

